


**(仮称) 須頃郷第 1 号公園整備・管理運営事業者募集事業
公募設置等指針 (案)**

令和 2 年 11 月

三条市・燕市

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称 <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="text-align: center;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従前</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新制度</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">収益を充当 公的資金</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等 									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの 									
<p>管理運営区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認定計画提出者が、公園管理者より管理許可を受けて、維持管理を行う区域 									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔 									
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの 									
<p>公募設置等計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画 									
<p>設置等予定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者 									
<p>認定計画提出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者 									

目 次

第1章 事業の概要

1	名称	1
2	事業の目的	1
3	(仮称)須頃郷第1号公園の概要	1
4	本事業に関する基本コンセプト	2
5	事業範囲	2
(1)	事業内容	2
(2)	整備対象区域(管理運営区域)	2
(3)	事業イメージ	2
(4)	費用及び役割分担	3
(5)	事業の流れ	4

第2章 公募対象公園施設等の設置に係る事項

1	公募対象公園施設の建設に関する事項	5
(1)	公募対象公園施設の種類	5
(2)	公募対象公園施設の場所	7
(3)	公募対象公園施設の設置管理許可及び供用開始時期	7
(4)	公募対象公園施設の使用料の額の最低額	7
2	特定公園施設の建設に関する事項	7
(1)	特定公園施設の建設について	7
(2)	特定公園施設の整備費用の負担	8
3	利便増進施設の設置に関する事項	9
(1)	利便増進施設の設置について	9
(2)	利便増進施設を設置する場合の使用料	9
4	公園と一体となった道路空間に関する事項	9
(1)	提案内容	9
(2)	道路の位置付け等	9
(3)	提案の条件等	9
(4)	整備について	9
5	(仮称)須頃郷第1号公園の環境の維持及び向上を図るための管理運営事項	10
(1)	公募対象公園施設及び利便増進施設の管理運営について	10
(2)	特定公園施設の管理運営について	10
6	認定の有効期間	10

第3章 公募の実施に関する事項等

1	公募への参加資格等	11
(1)	応募の制限	11
(2)	応募者の資格	11
(3)	応募条件	12
2	設置管理の許可	12

第4章 公募の手續に関する事項等

1	スケジュール	13
2	審査方法等	13
(1)	評価の基準	13

第1章 事業の概要

1 名称

この事業の名称は、「(仮称) 須頃郷第1号公園整備・管理運営事業者募集事業」(以下「本事業」という。)とします。

2 事業の目的

(仮称) 須頃郷第1号公園は、上越新幹線とJR 弥彦線が交差する燕三条駅と北陸自動車道の三条燕インターチェンジの目の前に位置し、三条市、燕市において重要な交通結節点にあります。

周辺には、産業支援施設である「燕三条地場産業振興センター」や大規模小売店舗などが立ち並ぶ商業・業務集積地などがあり市街地形成が進んでいるとともに、新たに「三条市立大学」や「三条看護・医療・歯科衛生専門学校」などの教育施設の設置により若年層の更なる交流人口の増加が見込まれており、多様なニーズへの対応が求められています。

そこで、現在未開設である本公園について、民間事業者のアイデアやノウハウを活用した公園施設の設置・維持管理を行うことにより、公園利用者の利便性の向上や公園の維持管理コストの縮減を図りながら、都市のオープンスペースとしての魅力を高めていくものです。

3 (仮称) 須頃郷第1号公園の概要

所在地	三条市須頃3丁目地内・燕市井土巻5丁目地内
公園面積	三条市5,968㎡、燕市10,528㎡、全体面積16,496㎡(実測面積)
主な公園施設	記念碑・モニュメント、耐震性貯水槽、地下水位観測用井戸
建蔽率	<p>本事業における建蔽率の取扱いについては、三条市都市公園条例及び燕市都市公園条例に基づく建蔽率の適用になります。また、三条市及び燕市の面積に対しての適用になります。</p> <p>注: 数値はすべて参酌基準</p> <p>最大34% 最大24% 最大12%*</p> <p>特例 + 2% 仮設公園施設 (令6⑤)</p> <p>特例 + 10%</p> <p>屋根付広場等高い開放性を有する建築物 (令6④)</p> <p>*条例で 上乗せ可</p> <p>特例 + 20%</p> <p>教養・文化施設で ・文化財保護法 に基づき指定された建築物 ・景観法に基づき指定された 建築物 ・歴史まちづくり法に基づき 指定された建築物</p> <p>合計で+10%までの範囲で併用可</p> <p>特例 + 10%</p> <p>・休養施設、運動施設、 教養施設 ・災害応急対策に必要な施設 ・都道府県立自然公園の ための施設 (令6②)</p> <p>特例 + 10%</p> <p>公募対象公園施設※ (休養施設等に 該当しないもの) (令6⑥)</p> <p>通常建蔽率 2% 公園施設として設けられる建築物 (法4①本文)</p> <p>公募対象公園施設のうち、休養施設等に該当するものは、令6②を適用 *休養施設等に該当しない公募対象公園施設のみが設けられる場合に、条例で、公募対象公園施設について上乗せされた建蔽率に、高い開放性を有する建築物に係る建蔽率及び仮設公園施設に係る建蔽率をさらに上乗せすることも可能。</p> <p><都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン></p>

4 本事業に関する基本コンセプト

本公園の立地特性や歴史性、社会情勢の変化、事業の背景や利用者の新たなニーズ等を踏まえ、以下の点を重視した提案を募集します。

広域的な交通結節機能を活かした広域交流拠点づくり

交通結節点としての特性を活かした広域交流拠点として、にぎわいを創出することが可能な施設及び景観を備えた、県央地域の玄関口にふさわしい公園を目指します。

5 事業範囲

(1) 事業内容

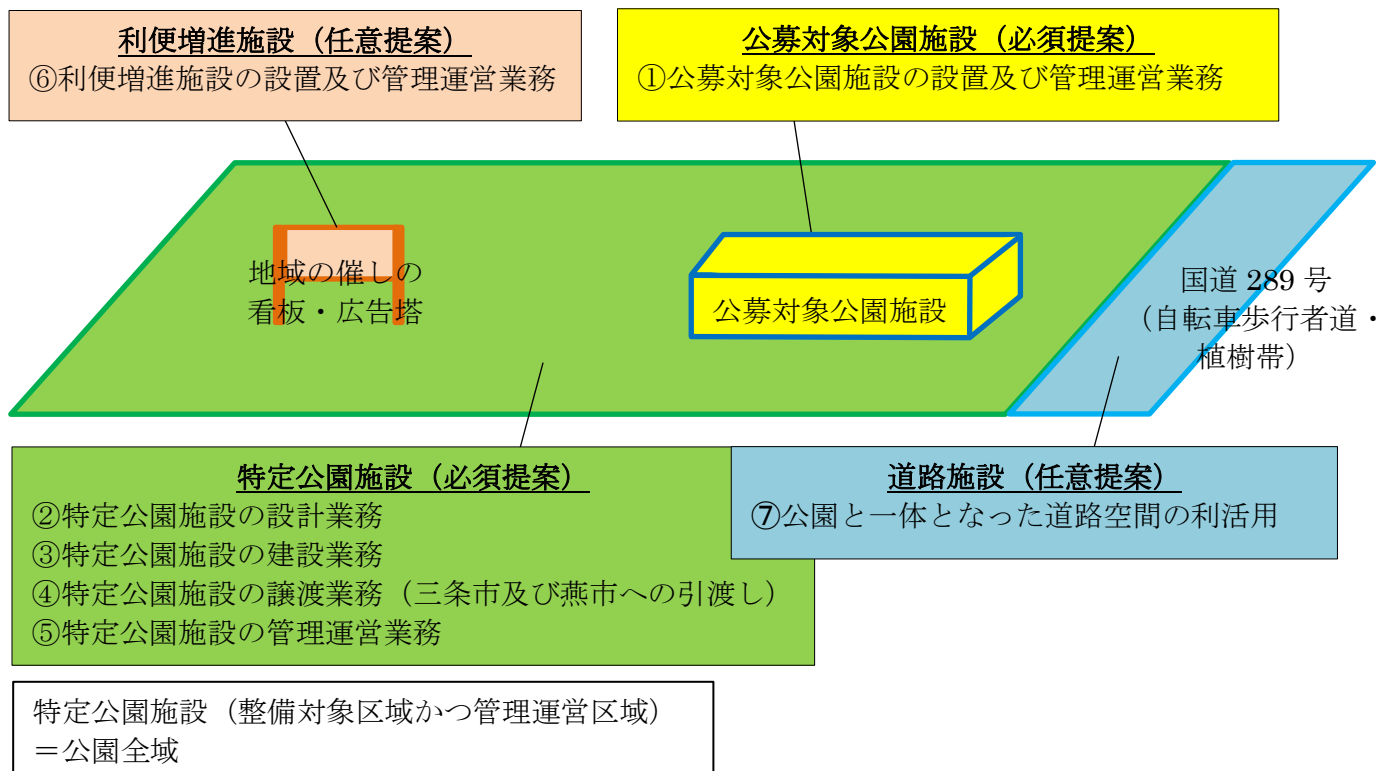
事業者には、(仮称)須頃郷第1号公園において、以下の業務を行っていただくことを想定しています。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計業務
- ③ 特定公園施設の建設業務
- ④ 特定公園施設の譲渡業務（三条市及び燕市への引渡し）
- ⑤ 特定公園施設の管理運営業務
- ⑥ 利便増進施設の設置及び管理運営業務（任意提案）
- ⑦ 公園と一体となった道路空間の利活用（任意提案）

(2) 整備対象区域（管理運営区域）

整備対象区域（管理運営区域）は、別紙6：「現況図」に示す公園全域とします。
整備対象区域面積：16,496㎡

(3) 事業イメージ



(4) 費用及び役割分担

認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表は以下に示すとおりとします。

【認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表】

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設
		飲食店、売店等の 便益施設 など	園路・広場・駐車場・ トイレ・照明	地域の催しの 看板・広告塔等
提案		必須	必須	任意
		整備対象区域内において、 規模、数量、配置、管理運 営計画等は認定計画提出者 の提案とします。 ※収益等からの公園への貢 献策についても提案して ください。	公園全域(整備対象区域 内)において、規模、数 量、配置、管理運営計画 等は認定計画提出者の提 案とします。	規模、数量、配 置等は認定計画 提出者の提案と します。
整備 (設計含む)	実施 主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用 負担	認定計画提出者 (設置管理許可に係る公園 使用料を負担)	認定計画提出者 (工事中の占用許可に係 る公園使用料は無し)	認定計画提出者 (占用許可に係 る公園使用料を 負担)
	位置付 け等	認定計画提出者が設置管理 許可を受けて整備	認定計画提出者が占用許 可を受けて整備	認定計画提出者 が占用許可を受 けて整備
管理運営	実施 主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用 負担	認定計画提出者 (設置管理許可に係る公園 使用料を負担)	認定計画提出者 (管理許可に係る公園使 用料は無し)	認定計画提出者 (占用許可に係 る公園使用料を 負担)
	位置付 け等	認定計画提出者が設置管理 許可を受けて管理運営	認定計画提出者が設置管 理許可を受けて管理運営	認定計画提出者 が占用許可を受 けて管理運営

(5) 事業の流れ

① 公募設置等予定者の選定

三条市及び燕市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

三条市及び燕市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、三条市及び燕市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、三条市及び燕市との間で協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④ 公募対象公園施設の設置及び管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

⑤ 特定公園施設の設計及び建設

特定公園施設に係る設計及び建設は、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備を行っていただきます。

⑥ 特定公園施設の譲渡契約の締結

認定計画提出者と三条市及び燕市との間で、特定公園施設の譲渡に関する契約を締結します。

⑦ 特定公園施設の管理運営

全ての特定公園施設の引渡しが終了した時点において、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、認定計画提出者に特定公園施設の維持管理及び運営（イベントの実施、来場者の管理）を行っていただくことを予定しています。

⑧ 利便増進施設の設置及び管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

第2章 公募対象公園施設等の設置に係る事項

1 公募対象公園施設の建設に関する事項

(1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設等に該当するものとし、公園のにぎわいの創出に資する収益施設を提案してください。

提案に際しての条件は、以下のとおりとします。

【整備に関する条件】

- ① 公園施設の整備であることを十分理解し、公園利用者の利便性を高める施設を提案してください。なお、都市公園は公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音等により他の公園利用者の利用を著しく阻害するような施設等、公園への設置がふさわしくない施設は認めません。
- ② 整備対象区域内に新たに建築物を設置する場合の規模・数量（建築面積等）、配置等は、認定計画提出者の提案によるものとしませんが、整備対象区域内に整備する特定公園施設が都市公園として一般公衆の自由な利用に供される施設であることを鑑みた規模の提案としてください。
- ③ 施設の用途や規模に応じ、施設内にトイレを整備してください。
- ④ 荷捌きスペースやごみ集積スペースを確保する場合は、施設内及び公募対象区域内に整備してください。園内を管理車両が通行することは可能ですが、通行可能な園路については三条市及び燕市と協議し、決定するものとします。
- ⑤ 都市公園法、建築基準法、消防法、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物とし、関係機関等への届出や検査など必要な手続を遅滞なく行ってください。
- ⑥ 公募対象公園施設は、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮したものとしてください。
- ⑦ 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりをつくらぬよう公園の安全性に配慮してください。
- ⑧ 室外機、設備機器などは周囲との調和や景観に配慮してください。
- ⑨ 施設に必要なインフラ（電気、ガス、上下水道等）は地下埋設を基本とし、認定計画提出者の負担にて整備してください。各インフラ管理者と協議が必要な場合は、認定計画提出者にて協議を行うものとします。
- ⑩ 選定された設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、三条市及び燕市と協議してください。提案内容からの大幅な変更は認めません。
- ⑪ 設置許可又は管理許可を受けたときは、三条市都市公園条例及び燕市都市公園条例に基づく公園使用料が発生します。公園使用料は認定計画提出者が提案した使用料を三条市及び燕市に支払っていただきます。設置許可又は管理許可は、工事着手前までに受けるものとし、工事期間中も公園使用料が発生します。
- ⑫ 営業を終了する場合や許可期間が満了する際は、認定計画提出者の責任及び負担において、原状回復していただくことを基本とします。ただし、回復内容については三条市及び燕市と協議して決定するものとします。
- ⑬ 屋外に設置する自家用広告物及び管理用広告物については、新潟県屋外広告物条例に従ったものとしてください。
- ⑭ 公募対象公園施設の設計・工事について
 - ・認定計画提出者は公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を三条市及び燕市に提出し、内容について承諾を受けていただきます。設計の内容が提案内容と相違する場合、修正を求める場合があります。
 - ・やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、三条市及び燕市と

協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

- ・ 工事において、公園利用者に対する安全確保が不十分と判断される場合は、三条市及び燕市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
 - ・ 認定計画提出者は、工事着手前に、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、三条市及び燕市に書面で報告してください。
 - ・ 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い整備されていることを確認する社内検査を実施してください。
 - ・ 認定計画提出者は、工事完了及び社内検査終了後、三条市及び燕市へ完了届を提出し、完了確認を受けていただきます。整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。
- ⑮ 既存の構造物について、記念碑・モニュメント、地下水位観測用井戸は基本的に現位置に残置するものとしますが、事業者の提案により、別途協議し、移設することが可能です。その際の移設に係る費用は認定計画者の負担とします。
- ⑯ 耐震性貯水槽がある箇所については、整備対象区域に含みますが、上部に公募対象公園施設など建築物を整備することはできません。
- ⑰ 公園内の上空にある高圧送電線との離隔距離は3.6m以上確保してください。

【管理運営に関する条件】

- ① 公募対象公園施設の管理運営は、認定計画提出者が費用を負担し責任をもって実施してください。
- ② 公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理運営とし、持続的に運営可能な事業計画の提案を行ってください。
- ③ 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な人員を配置し、三条市及び燕市からの指示や連絡に対して、迅速に対応できる体制としてください。また、本公園は、緊急避難場所に指定されていることから、地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理運営が可能な体制としてください。
- ④ 実施する事業において、特定の会員のみが利用できるなど「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う運営はできません。
- ⑤ 公募対象公園施設の営業は、利用者の利便性を考慮し、原則通年営業を基本とします。
- ⑥ 営業時間については原則制限しませんが、周辺環境に配慮した時間を設定してください。夜間及び朝の営業については、大きな音、振動、過度な照明等を行わないなど配慮してください。
- ⑦ アルコール類の販売は施設内での販売は可能としますが、自動販売機による販売は認めないものとします。
- ⑧ 施設の運営に必要なインフラ（電気、ガス、上下水道等）の使用料は、認定計画提出者の負担とします。各種設備等の保守点検についても認定計画提出者にて負担していただきます。
- ⑨ 高齢者や子ども連れ、障がい者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- ⑩ 特定公園施設と一体的に魅力向上が図れるような管理運営の内容としてください。
- ⑪ 公園使用料は、年度ごとに三条市及び燕市が発行する納入通知書により、三条市及び燕市が指定する期日までに納付していただきます。許可日が属する年で、許可期間が1年に満たない場合は、月割計算により納付していただきます。
- ⑫ 公募対象公園施設の運営に当たり、以下に該当するものは除きます。
- ・ 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
 - ・ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等
 - ・ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体及びその

- 利益となる活動を行う者の活動
- ・上記のほか、公園利用との関連性が低く、三条市及び燕市が必要とみなすことができないと判断する行為

(2) 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の設置が可能な場所は別紙6：「現況図」に示す整備対象区域内とします。

(3) 公募対象公園施設の設置管理許可及び供用開始時期

- ・公募対象公園施設の設置管理許可は、令和4年4月の予定です。
- ・供用開始時期は、令和5年4月の予定です。

(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、公募設置等計画に記載した使用料の額を三条市及び燕市に納付いただきます。

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。御提案いただく使用料は、最低額以上としてください。

【公募対象公園施設の使用料の下限】

公募対象公園施設の使用料の下限	1,340円/㎡・年
-----------------	------------

なお、許可面積には建築物の範囲以外に、カフェ等を設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない部分の面積も含めます。また、許可面積の決定に当たっては、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、三条市及び燕市が精査の上、決定するものとします。

$$\boxed{\text{公園使用料} = \text{事業期間} \times \text{年額公園使用料} \times \text{対象面積}}$$

2 特定公園施設の建設に関する事項

(1) 特定公園施設の建設について

建設施設（必須）：園路、広場、駐車場、トイレ及び照明

【特定公園施設の整備範囲について】

- ① 別紙6：「現況図」に示す整備対象区域内において、公募対象公園施設（便益施設等）と一体となったにぎわいを創出する空間を提案いただき、整備してください。
- ② 園路、広場、駐車場、トイレ、照明については、計画の数量・位置を明確にし、都市公園であることに配慮し、公募対象公園施設と一体的なデザインとして計画してください。
- ③ 特定公園施設として整備した施設は、整備後、三条市及び燕市へ譲渡していただきます。
- ④ 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりをつくらぬよう公園の安全性に配慮してください。

【特定公園施設の設計・工事等について】

- ① 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表を三条市及び燕市に提出し、内容について承諾を受けていただきます。設計の内容が提案内容と相違する場合、修正を求める場合があります。
- ② やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、三条市及び燕市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ③ 特定公園施設の設計に当たり、認定計画提出者は、新潟県土木工事標準仕様書に基づき設計を行っていただきます。設計図書の内容が三条市及び燕市の要求水準に満たないと判断した場合は、認定計画提出者に対し、認定計画提出者の責任及び費用において修正を求める場合があります。
- ④ 特定公園施設の工事については、認定計画提出者は、新潟県土木工事標準仕様書及び工事の施工方法に関する公的基準等に従って施工してください。これらに定めのない事項については、三条市及び燕市と協議の上、適切に施工してください。
- ⑤ 特定公園施設の整備に伴う工事エリアは、都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受けるものとしませんが、この場合の占用許可使用料については原則として免除します。
- ⑥ 特定公園施設の建設は、基本協定締結及び設計内容承諾後の令和4年4月から着手し、令和5年4月の供用開始を予定しております。工事完了後は、三条市及び燕市の完成検査を受けていただきます。
- ⑦ 工事において、安全確保が不十分と判断される場合は、三条市及び燕市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ⑧ 認定計画提出者は、工事着手前に、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、三条市及び燕市に書面で報告してください。
- ⑨ 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い整備されていることを確認する社内検査を実施してください。
- ⑩ 認定計画提出者は、工事完成及び社内検査終了後、三条市及び燕市へ完成届を提出し、三条市及び燕市は完成検査を実施します。検査の結果、整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。完成検査により設計図書に従い整備されたことが確認できた場合において、三条市及び燕市に引き渡すものとします。
- ⑪ 駐車場は、公募対象公園施設（便益施設）の利用者によって、公園利用者の利用の妨げにならないよう計画し、管理、運営してください。
- ⑫ 遊戯施設を設置する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）（国土交通省）を踏まえた計画としてください。
- ⑬ 本公園は、緊急避難場所に指定されていることから、避難可能なスペースを設けてください。
- ⑭ 別紙6：「現況図」に示す整備対象区域内の園路は、現状の機能を損なわない計画としてください。

【植栽の取扱いについて】

- ① 既存植栽は、基本的に残置するものとしませんが、伐採する際には、抜根も含めて行ってください。また、過年度に伐採した際に残っている切り株についても、抜根してください。
- ② 現状の樹木の状況を確認した上で、樹木の間伐や更新、土壌改良等により、健全な樹木環境となるよう整備をしてください。
- ③ 新たに樹木や草花を植えることは可能です。
- ④ 特定公園施設の整備により、樹木の伐採に着手する際には、三条市及び燕市と協議の上で決定します。

(2) 特定公園施設の整備費用の負担

特定公園施設の整備に要する費用は、認定計画提出者の負担となります。

3 利便増進施設の設置に関する事項

(1) 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

自転車 駐車場	<p>① 園内にレンタルサイクルポートなど公園利用者に限定しない自転車駐車場を設置することが可能です。ただし、レンタルサイクルポートなどの自転車駐車場の設置については、地域の活性化に資するものであり、関係機関等との協議が整った場合において設置できるものとします。</p> <p>② 自転車駐車場から得られる収入は認定計画提出者の収入とすることが可能です。</p> <p>③ 設置場所や規模等については、認定計画提出者の提案により協議の上、決定するものとします。</p>
看板又は 広告塔	<p>① 園内に地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔を設置することが可能です。文化、芸術、スポーツイベントの告知等地域における催しに関する情報の提供を主たる目的として設置されるもので、地域住民の利便の増進に資するものとします。</p> <p>② 設置場所や規模等については、認定計画提出者の提案により協議の上、決定するものとします。</p>

(2) 利便増進施設を設置する場合の使用料

利便増進施設を設置する場合の使用料は、年額「1,340円/㎡」です。

4 公園と一体となった道路空間に関する事項

(1) 提案内容

国道 289 号の自転車歩行者道・植樹帯（別紙 6：「現況図」参照）について、公園と一体となった道路空間の利活用方法の提案を募集します。土地利用や施設配置がイメージできる資料を提出してください。利活用の範囲等は自転車歩行者道・植樹帯の区域内で認定計画提出者の提案とします。

(2) 道路の位置付け等

三条市及び燕市が道路管理者である新潟県と協議し、許可を受けた上で、認定計画提出者から管理運営して頂くことを想定しています。

(3) 提案の条件等

- ・三条燕IC交差点の形状を変更しない提案としてください。
- ・自転車歩行者道は、付け替えは可能ですが、機能を確保してください。
- ・自転車歩行者道は、自転車の走行に配慮した線形としてください。

(4) 整備について

整備に係る費用は認定計画提出者の負担とします。

5 (仮称) 須頃郷第1号公園の環境の維持及び向上を図るための管理運営事項

(1) 公募対象公園施設及び利便増進施設の管理運営について

三条市及び燕市は、公募対象公園施設及び利便増進施設の管理運営においては、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、認定計画提出者に維持管理及び運営を行っていただきます。

(2) 特定公園施設の管理運営について

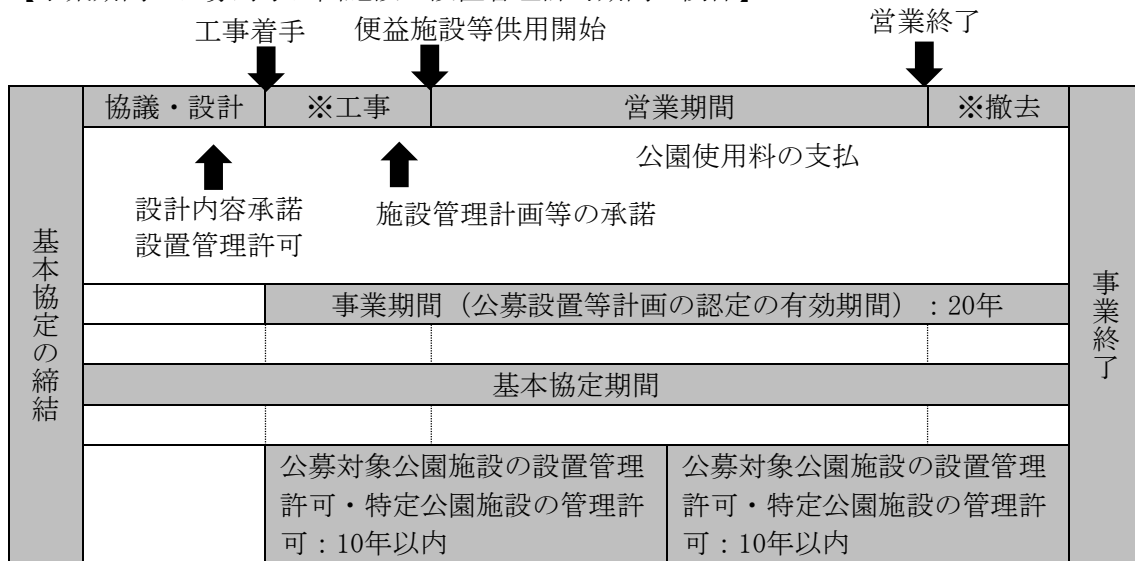
三条市及び燕市は、全ての特定公園施設の引渡し後において、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、認定計画提出者に特定公園施設の維持管理及び運営を行っていただきます。

6 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、公募設置等計画の認定日とは別に三条市及び燕市が定める日から20年間を基本とします。有効期間には、工事及び事業終了前の公募対象公園施設の撤去に要する期間を含みます。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可の期間及び特定公園施設の管理許可の期間は、当初10年以内とします。認定の有効期間内に更なる許可申請があった場合、認定の有効期間内の事業終了までの間で1回の更新許可を与えることとします。

【事業期間と公募対象公園施設の設置管理許可期間の関係】



第3章 公募の実施に関する事項等

1 公募への参加資格等

(1) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- ② 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続に入っている法人
- ③ 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- ④ 公募設置等指針配布日から設置等予定者決定通知日までの間に、「三条市建設工事請負業者等指名停止措置要領」第2条第1項及び「燕市建設工事請負業者等指名停止措置要領」第2条第1項に規定する指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- ⑤ 最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当するもの
- ⑦ 法令等の規定により許認可が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ⑧ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

(2) 応募者の資格

- ① 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- ② グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ③ 代表法人は、当事業の業務を統括する責務を負うこととします。
- ④ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- ⑤ 応募法人等のうちで、特定公園管理施設の管理・運営業務を実施する法人を定めてください。当該法人は、特定公園施設の管理・運営について、本業務と類似した業務実績を有することとします。
- ⑥ 応募法人等のうちで、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。当該法人は提案する公募対象公園施設と特定公園施設の設計及び監理について、本業務と類似した実績を有することとします。
- ⑦ 応募法人等のうちで、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、令和3年度三条市競争入札参加資格者名簿又は燕市競争入札参加資格者名簿に登載され、申請業種「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「造園工事」の指名競争入札参加者資格を有すると認定された者であり、公園又は広場及び商業施設の建設工事実績を備えることとします。
- ⑧ 技術士（建設部門）、一級建築士のいずれかの資格を有し、かつ建物と一体的に整備された公園の計画又は設計に携わった実績を有する技術者を配置してください。

(3) 応募条件

- ① 複数応募の禁止
 - ・単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員になれません。
 - ・応募した複数グループにおいて、同時に構成員になれません。
- ② グループ応募の構成員の変更
 - グループ応募の場合、代表法人及び構成法人の変更は原則として認めません。ただし、構成法人については、業務遂行上支障がないと三条市及び燕市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出等を求めることもあります。
- ③ その他
 - 設置等予定者は、選定後に自己都合による辞退はできません。

2 設置管理の許可

三条市及び燕市は、選定した認定計画提出者と基本協定書を締結の上、細目協議を行います。協議が成立し、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計内容を承諾した後、都市公園法第5条第1項に基づき、認定計画提出者は公園施設の設置管理許可申請を行い、設置管理許可を受けてください。

第4章 公募の手續に関する事項等

1 スケジュール

公募設置等指針等の公表	令和3年7月上旬
公募参加事業者説明会の応募期限	令和3年7月中旬まで
公募説明会の開催	令和3年7月下旬
質問書の受付	令和3年7月下旬から8月上旬まで
質問書に対する回答	随時
応募書類の受付	令和3年8月上旬から9月下旬まで
提案内容プレゼンテーション	令和3年10月中旬
選定結果の通知	令和3年12月下旬
選定結果の公表	令和3年12月下旬

2 審査方法等

(1) 評価の基準

三条市及び燕市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価します。

【評価の項目及び内容】

項 目	内 容
事業の実施方針	当該都市公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的な考え方について
	地域との連携方針について
事業実施体制	応募法人等の役割分担・実績・財務健全性について
	業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置について
施設の設置計画	公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について
	景観、バリアフリー等への配慮について
	特定公園施設の建設に係る品質確保について
施設の管理運営計画	公園利用者の利便の向上に資する管理運営計画について
	災害発生等の対応など安全・安心に配慮した管理計画について
事業計画	持続可能な資金計画、収支計画について
	事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について
価格審査	特定公園施設の建設に要する費用について
	公募対象公園に係る使用料の額について

問合せ先

担 当 : 「(仮称)須頃郷第1号公園」整備準備委員会 事務局
三条市建設部建設課内
所在地 : 〒955-8686
新潟県三条市旭町2丁目3番1号
電 話 : 0256-34-5713 (直通)
F A X : 0256-32-6677
E-mail : kensetu@city.sanjo.niigata.jp